



中国ビジネスのエキスパート

中国向け水産物輸出業者の加工・保管等施設 海関登録の申請代行サービス

総合コンサルティングファーム・P&D パートナースは「中国向け水産物輸出業者の加工・保管等施設 海関登録」の申請代行サービスを提供しています。

2025 年 6 月 29 日、中国海関総署から公布された 2025 年第 140 号「[条件付け日本部分地区の水産品輸入再開に関する公告](#)」によって、福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟の 10 都県以外の道府県産の水産物の中国への輸入が、即日開始することができると公表されました。

前提条件としては、日本の中国向け水産物の輸出業者、生産会社、および加工や保管等の業者は、改めて中国海関の登録許可を取得することが必要になります。

以前は、中国向け水産物の取り扱いについては、輸出業者、生産会社、および加工や保管等の業者は、中国海関で登録許可の取得が必須の許可制度が運用されており、多くの日本の関係する会社が中国海関の登録許可を取得していました。この制度が、2023 年 8 月 24 日、中国海関総署が公開した「[輸入日本水産品の全面的に一時停止に関する公告](#)」によって、中国での輸入可能の水産物に関する登録許可が全て無効となる事態になりました。

今回、6 月 29 日付の「[条件付け日本部分地区の水産品輸入再開に関する公告](#)」により、中国における水産物の輸入再開にあたって、中国向け水産物の輸出業者、生産会社、および加工や保管等の業者の中国海関での再登録が必要となります。

P&D パートナース株式会社は、中国向け日本水産物について、輸出業者の中国海関の各種登録許可に関する申請代行の実績を多数持っております。この機会にお気軽にご連絡ください。

TEL：059-231-5488

Email：info@pandd.jp

中国向け水産物業者の中国海関登録許可の取得については、単に中国海関に書類を申請提出するだけではありません。流れを簡単に紹介しますと、まず、日本の所管関連官庁からの申請者施設の衛生証明資料や推薦資料等の資料が必要です。続いて、中国海関から要求されているさまざまな申請資料、証拠資料及び説明資料等を作成して揃えて、中国側へ申請・提出することが必要になります。中国海関の審査部門による申請資料等に対する審査に合格した場合、申請者が中国海関のインターネット・プラットフォーム上にアカウントの開設と登録を行ってから、登録許可を取得することになります。